

## TRANS-Crew利用規約

### 第1章 総則

第1条 【利用規約】

この利用規約は株式会社エイ・アイ・エス（以下乙と言います）が提供するインターネットサービス「TRANS-Crew」（以下Crewと言います）を第5条所定の利用者が利用することについて一切に適用します。本利用規約に定めのない事項は民法その他の法律に従うものとします。

第2条 【本規約の範囲】

- 乙が利用者に対して発する第4条所定の通知は、この利用規約の一部を構成するものとします。
- 乙がこの利用規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービス冒頭の「ご案内」または「ご利用上の注意」等で規定する各サービスの利用上の決まり（以下、併せて「利用規約等」といいます）も、名目の如何にかかわらず、この利用規約の一部を構成するものとします。
- この利用規約本文の定めと利用規約等の定めが異なるときは、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 【本規約の変更】

- 乙は利用者との了承を得ることなくこの利用規約を変更することがあります。この場合には、サービスの利用条件は変更後の利用規約によるものとします。変更後の利用規約については乙が別途定める場合を除いて、利用者が閲覧可能なになった時点で、効力を生じるとします。
- 変更後の利用規約に利用者が同意できない場合、その旨を書面により乙に届け出ることで、その月までの使用料並びに残債の支払をもって本契約を解除することができるものとします。

第4条 【乙からの通知】

- 乙は、オンライン上の表示その他乙が適当と判断する方法により利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 前項の通知は、乙が当該通知の内容をオンライン上の場合には表示した時点より郵送の場合は利用者へ到達した時点より効力を生ずるものとします。
- 前項にかかわらず、Crewのサービス終了、又は乙の判断において著しいと思われるサービス変更を行う場合は、1ヶ月以上前に通知します。

## 第2章 利用者

第5条 【利用者】

- 利用者は、以下のいずれかに該当するものを言います。
  - 乙にサービスの提供を申し込み、乙がこれを承認したのも。
  - 乙が別途定める方法により、乙がサービスの利用を承認したのも。
- 利用者は、利用申込書を乙に提出した時点でこの利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

第6条 【利用承諾】

- 乙は、利用申込書等にて勤太くんの利用申込を受け付け、必要な審査・手続き等を経た後に利用を承認します。

第7条 【利用の不承諾】

- 乙は、審査の結果、利用申込者が以下のいずれかに該当することが判明した場合にはその者の利用を承認しないことがあります。
  - 利用申込者が実在しないこと。
  - 利用申込をした時点で利用規約の違反等により利用資格の停止処分中であり、または過去に利用規約の違反等で利用不可の処分を受けたことがあること。
  - 利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあったこと。
  - 利用申込をした時点でサービスの利用料金の支払を怠っていること、または過去に支払を怠ったことがあること。
  - 利用申込者の属する団体の役員もしくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、公共の福祉に反する活動を行う団体又は関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」とする）であることが判明した場合。
  - 利用申込者の主要取引先が反社会的勢力であることが判明した場合。
  - 乙の業務の遂行上または技術上支障がある時。
- 前項により乙が利用の不承諾を決定するまでの間に、当該利用申込者がサービスを利用したことにより発生する利用料その他の債務は、当該利用申込者の負担とし、当該利用申込者は第4章の規定に準じて当該債務を履行するものとします。

第8条 【禁止事項】

- 利用者はCrew利用に関する一切の事項を第三者に譲渡してはけません。譲渡した場合は無効とし譲渡したときに遡及び乙は当該譲渡人に対して利用料と料金支払の遅滞による法定利息を請求できるものとします。また、乙に損害が発生していた場合乙は当該譲渡人に損害賠償を請求することができるものとします。
- 利用者は乙に無断で第三者に対してCrewの再使用許可をしてはけません。
- 本条項において書面による乙の承諾があった場合はこの限りではありません。

第9条 【変更の届出】

- 利用者は、利用申込書記載内容に変更が生じた場合には遅滞なく乙に届け出ることとします。
- 前項届出がなかったことで利用者が損害の発生などの不利益を被ったとしても乙は一切その責任を負わないとします。

第10条 【利用者からの解除】

- 利用者が本契約を解除する場合は、書面により乙に届け出るものとします。乙は、乙の責任により本契約が解除される場合を除き、既に受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行いません。万が一、月の途中で解約する場合は、日割計算をせずに1ヶ月分の料金を請求します。
- 前項の届出は解除日の1ヶ月前に行うこととします。
- 利用資格は一身専属性のものとし、乙は当該利用者が法人の場合には解散・倒産・会社更生・民事再生を知った時点をもって、個人の場合には当該利用者の死亡を知った時点を以って1項届出があったものとみなすことができるものとします。
- 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。
- 本契約が解除された場合利用者は速やかに乙により納入されたCrewの資料を乙に返還し、そのすべての複製物を消滅させ、かつ、以後Crewの使用を停止しなければならぬものとします。
- 利用者は、前項により使用を中止したときは遅滞なく乙に対して文書による通知を行うこととします。

第11条 【利用者負担】

利用者はCrewに接続するためのパソコンの購入、プロバイダーとの契約その他のCrewに接続するために必要な環境についての費用をCrew利用料金の他に負担していただきます。

## 第3章 利用者の義務

第12条 【自己責任の原則】

- 利用者は、自己のIDによりサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず責任を負うこととします。
- 利用者は、サービスの利用により乙または他者に対して損害を与えた場合（利用者が利用規約上の義務を履行しないために損害を与えた場合を含みます）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第13条 【IDおよびパスワードの管理責任】

- 利用者は、自己のIDおよびこれに対応するパスワード（仮パスワード、正式パスワードその他IDとの組み合わせにより個人認証を行うに足りる記号を含みます。以下同じ）ならびに個人認証を条件としてサービスを利用する権利を乙が別途定める場合を除き、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に承諾しないとともに、自己のIDおよびこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとします。
- 乙は、利用者のIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことにより当該利用者が被る損害については、利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合には直ちに乙に申し出るとし、乙の指示に従うものとします。乙は乙が提供するデータ等パスワードによりなされたサービスの利用は当該利用者によりなされたものとみなし当該利用者は利用料その他の債務の一切を負担するものとします。

第14条 【手続き】

利用者はCrewその他のサービスを利用する際は、事前に個々のサービス毎に定められた所定の手続きを経るものとします。

第15条 【私的利用の範囲外の利用禁止・秘密保持】

- Crew及びマニュアルなどの付属物の所有権・著作権、その他の無体財産権・知的財産権は契約期間中か本契約終了後かを問わず乙に帰属します。
- 利用者は乙が承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、乙を通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます）を除き、サービスを通じて入手した可能なデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」といいます）も、著作権法上認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。
- 利用者は前項に違反する行為を第三者にさせてはいけません。
- 本条に規定された秘密保持義務は本契約が解除された後も有効に持続するものとします。
- 本条において利用者が入力したデータ等（動態データ含む）は適用外とします。

第16条 【営業活動の禁止】

- 利用者は、Crewを利用して営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用（以下営業活動といいます）をしてはけません。
- 前項にかかわらず、乙が別途承認した場合利用者は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。
- 別途代理店契約を締結している場合、本条文より代理店契約の内容を優先します。

第17条 【その他の禁止事項】

- 前2条の他、利用者はCrew上、他サービス上で以下の行為を行ってはけません。また、利用者は第三者に以下の行為を行わせてはけません。
  - 乙もしくは他者の著作権、商標権等の無体財産権・知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
  - 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
  - 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
  - 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れのある行為。
  - わいせつ、児童がルノまたは児童虐待に相当する画像、文章等を送信または表示する行為。
  - Crewおよびその他のサービスによりアクセス可能な乙または他人の情報を改ざんまたは消去する行為。
  - 本人になりすましてCrewおよびその他のサービスを利用する行為。
  - 有害なコンピュータープログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態に置く行為。
  - 他者の設備またはサービス設備（乙がサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをい、以下同様とします）に無制限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（与える恐れのある行為も含みます）。
  - 本人の同意を得ることなく、または詐欺的手段により他者の個人情報を収集する行為。
  - 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他の当該法令に違反する、または違反する恐れのある行為。
  - 上記各号の他、法令、この利用規約もしくは公序良俗に違反する行為、サービスの運営を妨害する行為、乙の信用を毀損し、もしくは乙の財産を侵害する行為、または他人もしくは乙に不利益を与える行為。
  - 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを貼る行為。

## 第4章 利用料金

第18条 【Crew利用料】

Crew・その他のサービスの利用料、算定方法等は、乙が別途定めるとします。

第19条 【決済手段】

利用者は利用料料その他の債務を各利用者ごとに乙が承認した以下のいずれかの方法で履行するものとします。

- 口座振替による支払。この場合、乙が指定した料金決済会社の発行する「口座振替依頼書」の規約に基づき、利用者が指定する金融機関口座からの振替により支払うものとします。
- その他乙が定める方法による支払。

第20条 【決済】

- 乙は月初の利用変数に応じた利用料その他の債務の額を集計します。
- 乙は前項に基づき算出された金額およびこれにかかる消費税相当額等を各利用者に請求するものとします。
- 利用者は各自の決済手段により支払期日までに支払うものとします。

第21条 【遅延利息】

- 利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年14.5％の割合で計算される金額を遅延利息として利用料金その他の債務と一緒に乙が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

- 前項支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て当該利用者の負担とします。

第22条 【代理店経由での利用の場合】

乙以外の代理店を通じて契約した場合、第4章は適用されず利用料金については別途利用者と代理店間で締結された契約内容が優先されます。

## 第5章 契約期間

第23条 【契約期間】

- 契約締結日は、乙が利用者にIDおよびパスワードを付与した日とします。
- 本契約期間は、利用者からの第10条1項の書面を乙が受領するまで存続するものとします。
- 本規約第26条もしくは27条により本サービスが利用停止となった場合、乙は利用者に事前の通知なく本契約を解除することができます。

## 第6章 運営

第24条 【乙によるID、サービスの一時停止等】

- 乙は、以下のいずれかの場合は当該利用者の了承を得ることなく当該利用者に付与したID及びサービスの利用を停止することがあります。

- 電話、FAX、電子メール等による連絡が2週間以上取れない場合。
  - 利用者宛てに発送した郵便物が複数回にわたり乙に返送された場合。
  - 2ヶ月にわたり利用料金が支払われていない場合。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
    - 本サービス設備等の故障により保守を行う場合
    - 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
    - その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

- 前項3号に起因する停止の場合においては、その翌日から利用停止期間中の料金は請求しないものとします。利用可能となった時点で乙はただちに各利用者に通知するものとし、各利用者から通知確認を受けた日（通知確認は電話・FAXなどすぐに確認できるものが望ましい）の翌日から使用料請求できるものとします。
- 第2項各号に定める事由の何れかにより本サービスを提供できなくなったことに関して利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても一切責任を負わないものとします。

第25条 【免責】

- 利用者が独自にソフトウェアにカスタマイズを行った場合、変更後のソフトウェアの機能、メンテナンス、取壊及び損害賠償について乙は責任を負わないものとします。
- サービスの内容は、乙がその時点で提供可能なものとします。乙は乙が提供するデータ等、他者が登録するデータ等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関しいかなる責任も負わないものとします。
- 乙は、利用者がサービス用設備に蓄積した、または利用者が他者に蓄積することを承認したデータ等の消失、他者による改ざんに関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 第24条及び前3項の他、乙はサービスの利用により発生した利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）、およびサービスを利用できなかったことにより発生した利用者または他者の損害に対しいかなる責任も負わず、損害賠償義務を一切負わないものとします。
- 第24条第2項3号に記載された事由によりデータを蓄積するデータセンターが破壊された場合、不可抗力として乙は責任を負わないものとします。
- Crewのプログラムの不具合に起因しない障害については、乙は一切その責を免れるものとします。
- 利用者が法人の場合、その従業員等の管理下にある者の指示により乙が行った操作により利用者に損害が発生した場合については、乙はその損害につき一切の責を免れるものとします。

第26条 【利用規約違反等への対応】

- 乙は、利用者が利用規約に違反した場合、または利用者によるサービスの利用に関し他者から乙にクレーム・請求等がなされ、かつ乙が必要と認めた場合、またはその他の利用でサービスの運営上不適当と乙が判断した場合は、当該利用者に対し、次のいずれか、またはこれらを組み合わせで講ずることがあります。

- 利用規約に違反する行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
- 他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議を行うことを要求します。
- 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。
- 事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くことがあります。
- 事前に通知した上でIDの使用を一時停止し、または利用停止処分とします。ただし、乙の判断において悪質な行為または被害が拡大している場合及びその可能性があると思なせた場合等、乙が緊急を要すると判断したときは事前に通知するものとします。

- 前項の規定は第12条に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。
- 利用者は、第1項の規定は乙に同項に定める措置を構すべき義務を果すものではないことを承諾します。また、利用者は乙が第1項各号に定める措置を講じた場合に当該措置に起因する結果に関し、乙を免責することを承諾します。

第27条 【乙による利用資格の停止】

- 前条第1項5号の措置の他、利用者が次のいずれかに該当する場合は、乙は利用者に事前に何等通知または催告することなくIDの使用を一時停止し、または利用停止処分とすることができるものとする。

- 第7条第1項各号及び第17条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- サービスの利用料等その他の債務の履行遅滞し、または支払を拒否した場合
- 利用者に対する破壊の申し立てがあった場合または利用者が後見開始の審判もしくは保佐開始の審判を受けた場合。
- 乙から前条第1項第1号から第3号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。

- その他利用者が前4号に準ずる行為を行い、乙が利用者として不適当と判断した場合。
- 前条第1項第5号または前項により利用停止処分とされた利用者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等乙に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。
- 利用者がIDを複数個所有している場合において、当該IDのいずれかが前条第1項第5号または本条第1項により、使用の一時停止または利用停止処分の対象となったときは、乙は、当該利用者が保有する他のすべてのIDの使用を一時停止とし、別途協議により改善が見られない場合または協議自体を拒否した場合、利用停止処分とすることができるものとします。
- 利用者が第17条各号または第1項各号のいずれかに該当することで乙が被害を被った場合、乙は利用停止処分または当該IDの一時停止の有無にかかわらず、当該利用者に被った通常生ずべき且つ直接的な損害の賠償を請求できるものとします。

第28条 【解約に伴うデータの削除】

第23条により本契約が解除された場合、乙は利用者同意を得ることなく利用者のデータを削除することができます。

## 第7章 サービス

第29条 【利用上の制約】

利用者は、特定の代理店経由或いは特別施策等の申込経路・手段によっては特定のサービスが利用できない等の制約を受ける場合があることを了承します。

第30条 【他ネット利用】

- 利用者は、サービスを經由して、乙以外の第三者のコンピュータやネットワーク（以下「他ネット」といいます）を利用する場合において、そのWebマスター等の管理者から当該他ネットの利用に係わる注意事項が表示されているときはこれを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第17条各号に該当する行為を行わないものとします。
  - 乙は、サービス経由による他ネットの利用に関し、いかなる責任をも負わないものとします。
  - サービス経由による他ネットの利用においても第12条が適用されるものとします。
- 第31条 【再委託】
- 乙は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を乙の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、乙は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第8章個人情報・機密情報規定の他当該再委託業務遂行について利用契約等所定の乙の義務と同等の義務を負わせるものとします。
  - 乙は、本サービスに関わる個人情報等の管理について外部ID Cに委託するものですが利用者は、本サービスに申し込んだ時点でこれに同意したものとみなします。

## 第8章 個人情報・機密情報

第32条 【個人情報】

- 乙は、利用者の個人情報、本サービス提供に関する業務以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。この場合の個人情報の定義はJIS Q 15001に準拠します。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
  - 利用者から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合。
  - 第31条に基づき第三者に再委託する場合。
  - その他利用者の同意を得た場合。
- 刑事訴訟法第218条にもとづく強制の処分が行われた場合及びその他法令に基づいた乙への情報提出請求があった場合、その範囲内で前項の義務を行うものとします。
- 利用者は自らの個人情報をサービスを利用して公開するときは第12条、第26条が適用されることを承諾します。
- 乙は、利用者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないよう加工したもの（以下「統計資料」といいます）を作成し、新規サービスの開発等の業務遂行のために利用、処理することがあります。また、乙は個人情報を除く統計資料を業務提携先に提供することがあります。

- 乙は、利用者より提供を受けた個人情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を体化した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び乙は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとしま。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ利用者から書面による承諾を受けるものとします。
- 前各項の規定に関わらず、乙が必要と認めた場合には、第31条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、乙は再委託先に対して、本条に基づき乙が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

第33条 【機密情報】

- 乙は、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、利用者が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、利用者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - 利用者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
- 前項の定めにかかわらず、乙は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を利用者に通知するものと、開示前に通知を行うことができな開示場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

## 第9章 雑則

第34条 【取扱い】

- 利用者はマニュアルなどの付属物に従ってソフトウェアを使用し、ソフトウェア自身に瑕疵が発見された場合には、乙は修正を行い原因及び対策に関する情報を利用者へ提供するものとします。
- 利用者によって発見された瑕疵も前項同様に取り扱うものとします。

第35条 【損害賠償】

乙は、ソフトウェアの使用その他本契約に関連して利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないとします。ただし、乙の故意または重大な過失に基づく損害に対して、乙は通常生ずべきかつ直接的な損害に限り利用者より本契約に基づいて受領した利用料の範囲内で損害賠償の責を負うものとします。

第36条 【合意管轄】

本契約当事者は本契約に関する紛争について東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則　本利用規約は、令和5年8月31日より実施します。